

令和7年度

包括外部監査の結果報告書

〔概要版〕

観光振興・観光関連事業に関する施策の財務事務の執行
について（関連する施設・外郭団体を含む。）

令和8年3月

京都市包括外部監査人

有 田 耕 介

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び京都市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

観光振興・観光関連事業に関する施策の財務事務の執行について（関連する施設・外郭団体を含む。）

3. 特定の事件を選定した理由

京都市は、寺社仏閣を中心に多くの観光名所を抱える全国でも有数の観光地である。令和5年における観光消費額は1兆5,000億円を超え、宿泊客数も約1,500万人といずれもコロナ禍前の状況（観光消費額約1兆2,000億円、宿泊客数約1,300万人）を大きく上回る結果となっている。統計データは出ていないが令和6年では令和5年を上回ったことが予想され、大阪・関西万博の開催年である令和7年においてもさらに増加することが見込まれる。また、宿泊客数のうち約3分の1が外国人であり、インバウンド需要もかなり大きい。令和6年においては、インバウンド需要に関しても円安の影響でさらに増加することが推測される。

京都市においては、今後、人口が減少し、少子高齢化が進んでいくことが予想されるため、税収の確保が大きな課題となる。そのような状況において、経済波及効果の高い観光関連の産業は京都市の財政を支える貴重な柱であり、益々観光地としての重要性は高まっている。

その一方で、いわゆる観光公害の問題は京都市民への影響が大きく、一部分において、これまでの暮らしを保つことが難しくなっており、地域住民と観光客の間でトラブルも生じていることから、観光と市民生活とのバランスも大きな課題となっている。

京都市では、「はばたけ未来へ！京プラン2025（京都市基本計画）」を策定し、「市民生活の豊かさと文化の継承・創造につなげる『観光の京都モデル構築・発信戦略』」として、長期的な視野に立って様々な事業を実施している。

以上のことから、観光振興・観光関連事業がその取り巻く環境の著しい変化や課題に対して適切に応じることができているか、同事業に係る財務事務の執行について、包括外部監査人の立場から検討することは、今後の京都市の行政運営にとって有意義なものであると判断し、特定の事件として選定した。

4. 外部監査の対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

なお、監査の対象期間は、原則として令和6年度とするが、必要に応じて過年度にも遡及するとともに、令和7年度以降の状況についても言及している。

5. 外部監査の方法

5.1 監査の着眼点

観光振興・観光関連事業について以下の着眼点から監査を実施した。

①法令順守・合規性について

事務事業の執行が規定に則っているか。また財務管理は京都市会計規則に従い適法に行われているか。

- ・予算の執行は適法に行われているか
- ・施策に係る各種契約は適法に行われているか
- ・関連施設の管理は適切に行われているか
- ・外郭団体等との取引やその管理は適正に行われているか

②事務事業の経済性、効率性及び有効性について

基本方針に沿った取組が着実に実行され、またその効果について検証がなされているか。

- ・取組内容は基本方針に則っているか
- ・進捗管理は適正に行われているか
- ・安全管理が適切かつ効果的に行われその検証がなされているか
- ・関連部局や関連施設と効率的連携をもって運営されているか

③観光振興・観光関連事業が、市民へ十分に周知されているか。

④観光振興・観光関連事業の予算・決算に係る事務(宿泊税及び入湯税を活用する事業を含む。)が適正に行われているか。

⑤はばたけ未来へ!京プラン 2025(京都市基本計画)における観光振興・観光関連事業の進捗管理が適切に行われているか。

5.2 実施した主な監査手続

①監査関係書類の収集(関係書類及び資料の監査)

監査関係書類及び資料の提供を求め、それらを閲覧するとともに分析を行った。

②担当課への質問(ヒアリング)

書類等の監査では理解不十分な点や疑問点等につき、各所属の担当者に対し質問し説明を受けるとともに、追加資料等の提供を受けた。

③往査(実地監査)

監査対象を選定し、現地に出向いて視察、確認等を行った。監査対象の選定にあたり、実地調査の結果が偏ることがないように留意した。

6. 外部監査の実施期間

令和7年5月22日から令和8年3月25日まで

7. 包括外部監査人及び補助者の資格・氏名

7.1 包括外部監査人

税理士 有田 耕介

7.2 包括外部監査人補助者

税理士 東 紘太郎

税理士 市木 雅之

税理士 黒田 晃代

税理士・公認会計士 西田 博昭

税理士 藤村 朋子

税理士・不動産鑑定士 松岡 保彦

8. 利害関係

京都市と包括外部監査人及び包括外部監査人補助者との間には、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 観光事業の概要

1. 京都市の基本的な考え方

京都市の観光政策に対する考え方は、令和3年度から5年間の都市経営の基本となる京都市基本計画「はばたけ未来へ！京プラン 2025」に記載されており、それによると以下のとおりとなっている。

国内外の人々をひきつける京都の魅力を生かすことで市民生活の豊かさと地域の活性化、ひいては文化の継承・創造につなげるなど、市民生活との調和を最重要視した観光課題解決先進都市を実現する新たな京都モデルを構築・発信する。

実現のために以下の3つが掲げられている。

(1) 市民生活との調和を最重要視し、市民の豊かさにつながる観光の実現

市民生活と観光との調和を最重要視し、一部地域における過度な混雑の再発防止など、観光の質の向上を図るとともに、観光による経済効果を市域全体に還元し、地域の文化の継承・発展と幅広い産業の発展、安定した雇用の創出等に波及させることで、市民生活の豊かさの向上につなげる。

(2) MICE等の需要回復を見据えた対応

感染症の発生に備えた仕組みの確立など、観光と危機管理を両立したうえで、観光需要の回復段階に応じ、国内外の人々との交流や文化の相互理解、価値観の共有を進め、平和の実現に貢献する。

(3) 「おもてなし」を実践する担い手の育成・環境整備

地域・大学・企業等との連携により、京都にふさわしい高度なホスピタリティを実践する担い手の育成や職としての魅力・生産性の向上を図るとともに、多言語対応、キャッシュレス化等の環境整備を推進することで、観光産業の高付加価値化を図る。

2. 観光施策の全体構造

令和6年度の観光施策は、「京都観光振興計画 2025」（計画期間：令和3年度～令和7年度）に基づき推進されており、観光客、観光事業者、市民のバランスを考え、市民生活との調和を図るための観光課題対策に特に重点が置かれている。

また、次の5つの姿を目指して取組、それぞれに施策を掲げている。

- (1) 市民生活と観光の調和・豊かさの向上
- (2) 京都の「光」の磨き上げ・観光の質の向上
- (3) 担い手の活躍
- (4) 危機に対応でき、安心・安全で持続可能な観光の推進
- (5) MICEの振興

3. 財政需要と重点的な使途

3.1 財政需要

3.1.1 宿泊税

京都市では観光客に受益に見合った負担を求める観点から宿泊税を導入している。宿泊税収は、条例の目的である「国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策」に活用される、いわゆる観光事業のほか、都市基盤整備や災害対策などの社会インフラ整備についても、その維持管理等に要する費用の一部を宿泊客に負担いただくという考え方に基づき、宿泊税が充当されている。

3.1.2 入湯税

入湯税は、地方税法第701条において、「環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てる」ことを目的としており、京都市においては毎年度の予算編成の中で、当該目的に合致する事業を選定のうえ、充当が行われている。

3.2 観光課題対策及び受入環境整備（安心・安全の確保）

観光需要の本格的な回復に伴い喫緊の課題となっている混雑やマナー問題に対し、対策が強化された。

- (1) 移動利便性の向上・混雑対策
- (2) 都市基盤整備と安全対策

3.3 観光の質・満足度向上及び文化の継承

京都観光の質を高め、市民生活との摩擦を解消し、京都の根幹である文化・景観を保全するための施策が実施された。

- (1) 質の高い誘客と分散化
- (2) 観光事業者・担い手支援
- (3) 市民との調和・文化の継承

第3 京都市宿泊税

1. 現行制度の課題

現行の宿泊税には、以下の課題がある。

(1) 認知度

令和5年の京都観光に関する市民意識調査では、宿泊税が導入されていることを知らない市民が26.3%いる。宿泊税の用途や制度の詳細な内容に関する認知度も低い水準である。また、宿泊事業者への調査を行ったところ、宿泊客（納税者）についても、外国人客の認知度は2割未満であるとの回答が最多であった。

(2) 公平性

宿泊事業者アンケートでは、低価格帯の宿泊施設においては、宿泊料金に対する税の割合が高くなるため、垂直的公平性の観点から低額層の負担感の低減を求める意見が示されている。

(3) 宿泊客の反応

旅行者アンケートでは、宿泊客への説明において「説明すれば概ね理解してもらえる」との回答が最多である一方、「説明しても苦情を受けることがある」との回答も一部にみられた。

2. 観光に関する事業の事業計画の策定と折衝

観光関連部署が事業計画を策定する際の基本方針は、「京都観光振興計画2025」に基づいており、「市民生活と観光の調和」を最重要視している。

事業計画の予算化に際しては、財政当局（行財政局）との間で、宿泊税の充当基準に基づいて財源配分が決定される。特に、宿泊税充当事業については、その用途が法定外目的税として定められているため、行政需要（事業の優先性、必要性）と財源、負担構造の三者をバランスよく考慮した制度設計が求められる。

3. 宿泊税充当事業の区分と財源としての位置づけ

3.1 財源としての位置づけ

宿泊税は、地方税法に定められた税目以外に条例によって導入される法定外税のうち、用途が特定の費用に充てられる法定外目的税として位置づけられている。

(1) 目的

宿泊税の税収は、「国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用」に充てることとされている。

(2) 財政的意義

法定外目的税である宿泊税は、その税収が地方交付税の基準財政収入額の算入対象にならず、普通交付税が減額されないため、自治体にとって財政効果が高い貴重な財源である。

(3) 財源規模

令和6年度当初予算における宿泊税収見込額は48.1億円であり、宿泊税の目的に適う重要な財源として活用された。

3.2 宿泊税の割り当て基準

令和7年度の予算編成以降では、宿泊税の割り当て基準について、以下の考え方に変更された。

- ①観光客増による行政需要（観光の魅力発信、混雑対策など）や、観光客数に応じて取り組むものではないが、市民協力も得て保存・継承を行っている事業（景観政策や文化財保護など）に対しては、優先的に充当し、必要な一般財源の100%を宿泊税で充当する。
- ②その他、観光客も利用する道路などの社会インフラ等、観光客も一定の便益を得ている事業については、観光客分の受益相当を充当することを基本とし、明確な受益割合の算出が困難な場合には、市内に占める観光客の割合を勘案して充当日安額を設定し、総収入額を按分する形で各事業に充当する。

この基準は、令和6年11月に提出された答申（「宿泊税の制度の在り方の検討について」）を踏まえたものである。特に、道路などの社会インフラ整備について、入洛客の受益や、観光客の集中による追加的な行政需要の負担を市民にのみ求めるのではなく、宿泊税を活用して入洛客にも費用の一部を負担いただくことの合理性が言及され、これまで未充当だった事業にも充当されることとなった。

4. 事業の実施（予算執行のプロセス）

予算執行は、主に各事業を所管する部局が担う。

(1) 事業実施部局

観光振興や観光客誘致、事業者支援、マナー啓発などは産業観光局、交通対策は都市計画局、市バス・地下鉄関係事業は交通局、文化財・景観保全は文化市民局など、多岐にわたる部局が担当する。

(2) 予算執行方法

執行は、補助金の交付（例：MICE支援、伝統産業設備改修、宿泊事業者事務補助金）や、委託・請負契約（例：京都観光オフィシャルサイトの運営、京都観光快適度マップの運用）によって行われる。

(3) 契約手続

公的な予算執行の原則に基づき、事業実施部署は、市バス車両の増車や勧業館施設改修といった大規模な投資的経費や、情報発信・広報活動に必要な業務について、契約手続（入札や随意契約など）を経て事業を進める。

宿泊税充当事業の多くは、宿泊税収入だけでなく、その他財源（一般財源や特定財源も）と組み合わせられて実施されている。令和6年度の宿泊税充当事業の総事業費は103.0億円であり、そのうち48.1億円が宿泊税によって賄われている。

5. 決算・評価（実績報告と内部評価）

宿泊税充当事業を含む観光施策全般については、「京都観光振興計画 2025」に基づき、進捗管理と効果検証が行われる。

宿泊税の使途に関する評価と周知には課題が残っている。「令和6年京都観光に関する市民意識調査」によると、宿泊税が観光課題の解決や市民生活の向上に寄与しているという「実感」が市民や納税者に十分に認識されていないことが課題として挙げられており、目的や使途に関する客観的で科学的な調査分析と、効果がより「伝わる」広報が求められている。

6. 宿泊税が充当される仕組みの抱える問題点

6.1 宿泊税の使途の明確性・透明性の問題

宿泊税が充当されて実施される事業では、他の一般財源やその他の特定財源とも組み合わせられて実施される事業が多く、また、充当事業の選定基準が幅広く必ずしも明確ではない。宿泊税導入以前からも行われてきた事業に対しても充当されることが多いため、宿泊税収が事実上（使途が限定されない）普通税のような印象を与えている。

原因としては、『観光の振興』という目的の解釈が広すぎて、使途の『特定性』が確保されていないことが考えられる。よって市民にとってその使われ方が分かりにくい、見えにくい税となっており、観光対策への実感の薄れに繋がっていることが予想される。

6.2 事業の有効性・費用対効果（コストパフォーマンス）の問題

多くの事業で『事業の実施』を成果とする活動指標のみが設定され、宿泊者へのメリットや観光客満足度向上といった成果指標が不十分である。そのため事業費に対して得られた観光振興上の効果が不透明になっており、事業に対する費用対効果が分かりづらい。成果指標（KPI）を適切に設定・活用するべきである。また、設定されていても最終的な観光振興への寄与度が不明確であるため、宿泊税の使途の有効性に対する検証が不十分である。これらを検証するために、事業完了後における外部評価の導入が求められる。

6.3 予算執行・決算プロセスにおける問題

観光関連事業は第2でも記載したとおり、京都市の事業計画に基づいて実行されており、予算の立案もこれらの計画に従って行われている。一方、宿泊税に関しては、定められた基準に従い各局から提出される予算案に対して、行財政局が当て込む形で予算案に盛り込まれている。宿泊税導入以前から行われてきた事業も多くあるため、予算の立案時において、各担当部局では、宿泊税を意識した予算を立案しづらい構造になっている。

また、決算時においても結果として宿泊税が当てはめられる構造になっているため、宿泊税収入が予算に比べて超過している、あるいは不足しているときにおいて、宿泊税収入に係る予算の流用や繰越しの状況が不透明である。

7. 徴税方法の課題

宿泊税は間接税であり、宿泊事業者による特別徴収が行われている。よって、事務負担は

全て宿泊事業者が負うことになり、宿泊事業者が徴収事務で最も苦勞していることは、「申告書の作成・提出」、「宿泊者への説明」だとアンケートで示されている。

京都市では宿泊事業者の負担感への対策として、特別徴収事務補助金を宿泊事業者に交付している。令和6年度においては1.5億円もの徴税費用を予算計上しており、うち当該補助金の予算額は約1.2億円となっている。

また、令和8年3月からの税率の見直しにより、区分も増加し、徴税額も増加するため、事務負担は大きくなる。京都市の宿泊料金はインフレの影響も大きく、年々高騰しており、その影響で短期間のうちに税区分の改定が必要となる可能性が高い。

日本では京都市のように（段階的）定額制が主流であり、定率制を採用しているのは倶知安町等の一部の自治体に限られているが、世界では宿泊税（観光税）に関して、定率制を採用している都市が数多く存在しており、オーバーツーリズム対策で導入されている都市も多くあるので、京都市においても定率制の採用を検討するべきではないか。この方法であれば、宿泊料金の上昇に対して制度改正をせずとも対応が可能となり、税負担の公平性や制度のわかりやすさといった観点からもメリットが大きいと考えられる。

8. 監査の結果

以上のとおり、現行の宿泊税は多くの課題を抱えており、これらの課題を改善していくことが、財政政策として有効であるだけでなく京都市の抱える観光問題を解決していくことになる。

世界の観光税制度に目を向けると京都市と同じように透明性の課題を抱えている地域がある一方で、カリフォルニア州のように一般財源に組み込んでいても見える化することにより、住民の支持を得ている地域もあるので、まずは情報公開し、透明性を高めること、そして、透明性が高められたときに市民や納税者に理解されやすい仕組みづくりを行うことが求められる。

京都市としてはこれらの課題が解決できるように取り組まれない。

【意見】 宿泊税の使途に対する検証報告や広報の充実

宿泊税の使途について、その効果と実感が市民や納税者に十分に認識されていないので、宿泊税の見直しを踏まえ、宿泊税の使途となる施策の効果に対する客観的で科学的な調査分析と、効果がより「伝わる」広報によって納税者・事業者・市民の理解醸成を行われない。

【意見】 宿泊税の使途に対する選定・充当基準

宿泊税の充当事業は幅広いため、目的税という趣旨を踏まえ、納税者・事業者・市民それぞれの理解につながるよう使途の範囲を明確にされたい。また、担当部局が宿泊税を意識して予算立案から執行・決算充当を行えるような、選定・充当プロセスを実現されたい。

【意見】 宿泊税の徴収方法

宿泊税の税率の在り方については、宿泊事業者の負担や、納税者の負担の公平性の確保等の観点から、定額制・定率制それぞれに長短があるが、高価格層の宿泊施設が増加してきている昨今の状況を踏まえると、負担能力に応じた税負担を求めるという意味で、定率制の合理性がより高まっていると考えられることから、宿泊事業者の意見も聞きながら、定率制の採用について、引き続き検討されたい。

第4 産業観光局

1. 岡崎や梅小路等の魅力向上による新たな魅力の創出事業

1.1 勸業館施設改修

1.1.1 概要

No	勸業館施設改修（改修基本計画に基づく大規模改修）		
1	事業目的	伝統産業をはじめとした産業界の展示会、イベント、見本市のほか、会議や講演、アートフェアや書道展、作品展等を開催し、観光客を集客する。展示場の延べ面積としては京都府下で最大規模である。	
2	事業概要	勸業館は、平成8年の開館から約30年が経過し、老朽化が進んでいるため、施設の改修や機器の修繕・更新等を計画的に行う。	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	647,900千円	666,793千円
	うち、目的税の額	宿泊税 64,220千円	宿泊税 4,672千円
	令和5年度	815,280千円	795,804千円
	うち、目的税の額	宿泊税 67,352千円	宿泊税 76,123千円
	令和4年度	48,570千円	41,304千円
	うち、目的税の額	—	—
4	根拠法令等	—	
5	効果測定の有無	なし	
6	実施した主な手続	資料の閲覧	
7	監査結果	指摘事項・意見ともになし	
8	合规性	長期的な施設更新・修繕の計画に沿ったものであり、問題はない。	
9	効率性	中長期的な効率性を追求する姿勢が見られ、問題はない。	
10	有効性 (目的に合っているか)	目的に則しており有効性に問題はない。	
11	経済性	判断するための根拠が不足している。	

1.1.2 監査結果

予防保全と長寿命化を目的とすることで、将来的における突発的な大規模修繕や緊急対応による割高な費用発生を抑制する意図が示されている。

令和6年度に空調設備(熱源設備その他)改修工事として663,463千円が支出されている。この高額な支出について、競争入札や市場価格との比較に関する情報がなく、より少ない費用で実施できたか(経済性の確保)を判断するための根拠が不足している。

1.2 京都国際マンガ・アニメフェア(京まふ)

1.2.1 概要

No	京都国際マンガ・アニメフェア(京まふ)		
1	事業目的	西日本最大規模のマンガ・アニメ見本市を開催することで、観光客の誘致及び観光消費の振興を目的とする。	
2	事業概要	マンガ・アニメ・ゲームを活用した新たなビジネスの創出支援、クリエイターの育成支援・雇用機会の創出、若者や外国人など新たな観光客の掘り起こし、マンガ・アニメ・ゲーム文化の海外発信によるコンテンツ都市・京都のブランド向上など、京都市におけるコンテンツ市場の振興を図るため、西日本最大規模のマンガ・アニメ・ゲームの総合見本市を開催する。	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	40,000千円	40,000千円
	うち、目的税の額	宿泊税 9,895千円	宿泊税 295千円
	令和5年度	40,000千円	40,000千円
	うち、目的税の額	宿泊税 7,898千円	宿泊税 9,193千円
	令和4年度	40,000千円	40,000千円
	うち、目的税の額	宿泊税 8,602千円	宿泊税 14,124千円
4	根拠法令等	—	
5	効果測定の有無	あり（イベントの来場者数及び経済波及効果）	
6	実施した主な手続	資料の閲覧	
7	監査結果	指摘事項・意見ともになし	
8	合规性	京都市会の議決を経た予算の範囲で事業に対する負担金の支払を実施していることから、合规性に問題はない。	
9	効率性	総予算額が40,000千円で固定されているのに対し、経済波及効果が継続的に大幅に向上していることから問題ないと判断した。	
10	有効性 (目的に合っているか)	目的に即しており、有効性に問題はない。	
11	経済性	ノウハウの乏しい京都市ではなく、実行委員会が運営の中核を担っていることで効果的に事業を実施していることから、経済性があると認められる。	

1.2.2 監査結果

令和6年度の経済波及効果は1,230,000千円であり、令和4年度(669,000千円)及び令

和5年度（933,000千円）から順調に増加している。この経済波及効果の継続的な向上は、コンテンツ市場振興への貢献を示唆しており、西日本最大規模のマンガ・アニメ見本市を開催することで、観光客の誘致及び観光消費を振興するという事業の主要な目的に資するものである。

しかしながら、令和6年度の出展者数が令和5年度より減少していることから、事業の魅力や集客力の維持に課題が残る。

2. MICE の誘致促進事業

2.1 コンベンション開催支援事業

2.1.1 概要

No	コンベンション開催支援事業		
1	事業目的	京都の強みを活かした MICE 誘致を強化することで、京都の魅力を海外に発信し、科学技術や経済交流のきっかけづくりを推進する。	
2	事業概要	京都で開催される公共性の高い国際会議について支援を行う。	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	6,000千円	6,000千円
	うち、目的税の額	宿泊税 6,000千円	宿泊税 6,000千円
	令和5年度	6,000千円	6,000千円
	うち、目的税の額	宿泊税 6,000千円	宿泊税 6,000千円
	令和4年度	7,000千円	7,000千円
	うち、目的税の額	宿泊税 4,014千円	宿泊税 7,000千円
4	根拠法令等	京都市予算規則	
5	効果測定の有無	なし	
6	実施した主な手続	資料の閲覧	
7	監査結果	指摘事項・意見ともになし	
8	合规性	京都市予算規則に則って団体構成員として分担金を支出しており、適正に手続が実施されている。	
9	効率性	事業規模を拡大したことにより増加した STS フォーラム参加者の京都経済安定への寄与が期待されることから効率性に問題はない。	
10	有効性 (目的に合っているか)	MICE を通じた SDGs や地域産業振興への貢献を資するものであり、有効性が認められる。	
11	経済性	京都市単体ではなく、京都府や経済団体等が連携することで、京都で開催される STS フォーラムの支援が効果的に実施できている。	

2.1.2 監査結果

京都府、京都市、京都商工会議所、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローを構成団体とする STS フォーラム支援京都実行委員会に対し、事業経費として補助金ではなく分担金が支出されていることを確認している。分担金の負担については、国際会議の京都開催にあたり、地元歓迎レセプションやエクスカーション等を実施するための経費として京都府と京都市が同額を支出しており、請求及び支出についての手続が適切に実施されている。同分担金の負担については京都府と京都市のみが負担しているが、他の団体は労務を提供している。

各構成団体の状況に応じ、労務提供が困難な団体が相応の金銭的負担を担うという「実態に即した役割分担」については妥当であると解する。しかし、この負担配分の妥当性を担保するためには、規約において実行委員会の審議過程で各団体の寄与度や負担能力が十分に検討されていることを明文化し、決定プロセスの透明性を確保することが極めて重要である。

収支決算額の状況等を踏まえて、京都実行委員会に置く幹事会において、毎年検討のうえ、決定しているものであるため、規約に算定根拠を明記するのは困難であるということであるが、負担金等の充当に関する規定を、現行の概括的な表現から、決算確定後に実行委員会の審議を経て負担額を確定させるといった具体的な手続規定へと改めることで、配分の透明性と妥当性を担保すべきである。

3. 文化財の保全・継承に向けた取組事業

3.1 京都伝統産業ミュージアムを核とした伝統産業振興事業

3.1.1 概要

No	京都伝統産業ミュージアムを核とした伝統産業振興事業		
1	事業目的	京都の伝統を継承し新たな価値を作り出すこと	
2	事業概要	<p>京都伝統産業ミュージアムを活用し、京都市の伝統産業指定 74 品目を対象に、業種横断的に伝統産業製品の需要の拡大に向けて異分野とのコラボレーション、交流等の支援を行い、業界の活性化に繋げる。</p> <p>また、次代を担う子どもたちが伝統産業に携わる機会の創出及び伝統産業の担い手の確保に向けて、未来のつくり手・使い手をメインターゲットとした伝統産業ワークショップの実施、コーディネート等を行う。</p>	
3	支出額	予算	決算
	令和 6 年度	23,515 千円	23,515 千円
	うち、目的税の額	宿泊税 1,616 千円	宿泊税 1,616 千円
	令和 5 年度	23,942 千円	23,942 千円

	うち、目的税の額	—	—
	令和4年度	24,369千円	24,369千円
	うち、目的税の額	—	—
4	根拠法令等	京都市補助金等の交付等に関する条例 京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則 京都市伝統産業未来構築事業補助金交付要綱	
5	効果測定の有無	なし	
6	実施した主な手続	資料の閲覧	
7	監査結果	意見あり	
8	合规性	京都市伝統産業未来構築事業補助金交付要綱に準拠していることが認められる。	
9	効率性	単年度ベースでの効率性評価は困難であるが、年間推移を俯瞰すると、事業の効率性は漸次的に低下している傾向が認められる。	
10	有効性 (目的に合っているか)	目的に一致しており、有効性が認められるが、活動規模が縮小していることから効果が限定的であることが懸念される。	
11	経済性	補助金の負担額は年々減少しているものの、事業実績も全体的に実施回数の減少傾向を示しており、負担額の減少をもって経済性を認めることはできない。	

3.1.2 監査結果

(1) 効率性

公益財団法人京都伝統産業交流センターの事業実績は、全体的に実施回数の減少傾向を示している。補助金の負担額についても年々減少しているが、減少比率で見ると補助金は約6%の減少率にとどまる一方、事業実施回数の減少率は約13%から約28%に達している。このことは、補助金の減少に比して事業実施回数の減少が大きいことを意味しており、事業の効率性が相対的に低下している可能性を示唆しているが、人件費や物価の高騰等の影響により、ワークショップ実施のための原材料費や人件費等も高騰していることから、投入する経費に対して実施できる事業の件数が限られることが原因であることを確認している。

しかしながら、委託費については一定金額を負担しており、年間推移を俯瞰すると、事業の効率性は漸次的に低下している傾向が認められる。今後は、事業成果を客観的に測定可能な指標の整備を進めるとともに、補助金投入額と事業成果の関係性をより精緻に分析されたい。

(2) 有効性

本事業内容の「業種横断的に伝統産業製品の需要の拡大に向けて異分野とのコラボレー

ション、交流等の支援」や「伝統産業の担い手の確保に向けて、未来のつくり手・使い手をメインターゲットとした伝統産業ワークショップの実施」は「伝統産業とアートやファッション等の融合により新たな価値創造につなげるなど、国内外の販路の開拓・拡大、担い手の育成等を行う先進的な取組の支援」を掲げる京都市の政策目的「地域と文化を支える伝統産業や商業の振興、食文化の継承・発展」に合致している。

しかしながら、ワークショップの実施回数と参加人数が令和4年度以降減少しており、担い手確保という主要な政策目的の達成に向けた活動規模が縮小していることが懸念される。

(3) 経済性

補助金の負担額は年々減少しているものの、事業実績も全体的に実施回数の減少傾向を示しており、負担額の減少をもって経済性を認めることはできない。

【意見】 事業成果の指標の整備

委託費については一定金額を負担しており、年間推移を俯瞰すると、事業の効率性は漸次的に低下している傾向が認められる。

事業実施回数の減少理由として人件費や物価の高騰の事実が認められるものの、今後は、事業成果を客観的に測定可能な指標の整備を進めるとともに、委託費及び補助金投入額と事業成果の関係性をより精緻に分析されたい。

4. 観光客のニーズに応じた京都の魅力の向上、情報発信の更なる強化事業

4.1 新たな京都ファン開拓事業（京都館プロジェクト）

4.1.1 概要

No	新たな京都ファン開拓事業（京都館プロジェクト）		
1	事業目的	京都の産業、観光に関心を持つ層の拡大、京都の伝統産業等のPR	
2	事業概要	<p>①伝統産業品の商品開発を通じた新たなファン開拓事業</p> <p>京都の魅力の一つである伝統産業をはじめとする地場産業を広く発信し、京都ファンの開拓や業界の振興を図ることを目的として、京都館館長である小山薫堂氏のアイデア・人脈を活かした著名人とのコラボ等による新たな商品やサービスの開発を行う。</p> <p>②SNS、YouTubeによる新たなファン開拓事業</p> <p>主に首都圏を対象として配信していたYouTubeの動画のリニューアルを図り、若年層の再生数が期待できる動画配信を実施する。加えて外国人向けの情報発信や留学生、京都の学生と連携した企画を行う。</p>	
3	支出額	予算	決算

	令和6年度	14,000千円	13,613千円
	うち、目的税の額	宿泊税 14,000千円	宿泊税 9,500千円
	令和5年度	14,000千円	13,608千円
	うち、目的税の額	—	—
	令和4年度	—	—
	うち、目的税の額	—	—
4	根拠法令等	委託契約書	
5	効果測定の有無	あり WEBサイトPV数、YouTubeチャンネル登録者数	
6	実施した主な手続	資料の閲覧	
7	監査結果	指摘事項あり	
8	合规性	<p>令和6年4月22日付の株式会社クロステック・マネジメントとの委託契約書等によればYouTubeチャンネルの運営は、「年間25回以上を目安に投稿すること」と記載されているが、近年の投稿数は年間14～16回程度となっており、目安である25回の約60%に過ぎない回数であることが確認された。</p> <p>仕様書に記載されている回数はあくまでも「目安」だが、仕様どおりとはいかなかった点について仕様書の修正等を検討すべきである。</p>	
9	効率性	動画投稿数が変動はあるが全体としては逡減しており、効率性が認められない。	
10	有効性 (目的に合っているか)	目的には即しており、有効性には問題ない。	
11	経済性	<p>京都市自らにSNSの活用・運用にノウハウが乏しいため、外部業者に委託して効果的に行政事業を実施している。</p> <p>著名な文化人を用いたコンテンツ作成を1年間を通じて行っており、その対価としては合理的な範囲であるといえるため、経済性には問題がない。</p>	

4.1.2 監査結果

委託業者である株式会社クロステック・マネジメント作成の「YouTubeチャンネル「京都館会議」、京都館WEBサイト等企画運営業務完了報告書」を閲覧した。同書によると以下のようにWEBサイト閲覧者数が増加している。また監査人がYouTubeチャンネルにアップロードされている動画数を集計した結果も以下に記している。

近年はYouTube視聴が一般的になっているため、定期的な動画のアップロードをしない

と視聴者に届かなくなってしまう（視聴者はより更新頻度の多い動画ばかりを視聴してしまう）ため、定期・継続的な動画・コンテンツのアップロード及び提供が不可欠と言える。また、投資した金額に基づいて期待される WEB サイト PV 数や YouTube チャンネル登録者数は予測し難いが、下記表のように効果測定・結果が可視化されやすいため、これらの指標を常に可視化しておき、これらの指標がより向上するための企画、運営方法を委託業者と常に情報交換をすべきと言える。

なお、年度中に投稿された動画数は以下表のとおりであり、近年は投稿数が落ち込んでいる。また、令和 6 年度に締結した委託契約書によると「年間 25 回以上を目安に投稿すること」との定めがある。目安とはいえ契約書どおりの投稿数が得られていない点については、令和 6 年度の投稿数は 16 回であるものの、年度中に収録・編集していた準備数は 21 本分であり、このうち 7 本については、令和 7 年 6 月に京都館と連携して発行した書籍の PR になることから、発行の時期に合わせての投稿となったことが確認できている。

また、YouTube の動画ごとの再生数は、令和 8 年 2 月 2 日時点の最多で 22 万回再生（令和 3 年 8 月 29 日公開、「京都駅で買う気の利いたお土産 5 選（JR 京都伊勢丹編）（第 44 回京都館会議）」である一方、公開から数年を経過しても 1,000 回未満に留まる動画も散見される。チャンネル登録者数が 1.8 万人を超える現状に鑑み、再生数が低迷している動画についても、再生数の向上に資する PR や効果的な運用上の工夫が求められる。

	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
京都館 WEB サイト PV 数	338,924	504,209	531,227	554,533
京都館 YouTube チャンネル登録者数	※441 人	※3,783 人	※4,700 人	※8,900 人
年度中に投稿された 動画数	47 回	27 回	15 回	16 回

※令和 3 年度：令和 3(2021)年 4 月 1 日時点のチャンネル登録者数

※令和 4 年度：令和 4(2022)年 4 月 1 日時点のチャンネル登録者数

※令和 5 年度：令和 5(2023)年 4 月 1 日時点のチャンネル登録者数

※令和 6 年度：令和 6(2024)年 4 月 1 日時点のチャンネル登録者数

【指摘事項】 事業の結果と仕様書との乖離の見直し

YouTube チャンネルの運営について、仕様書には「年間 25 回以上を目安」に動画を投稿する、と定められているが、近年の投稿数は年間 14～16 回程度となっている。複数年、仕様書と乖離した状況となっていることから、「投稿数の目安」を定めるのではなく「制作あるいは投稿の最低本数を定める」や「YouTube 登録者数を目安にする」等、実態に即した形に変更することを検討すべきである。

4.2 バーチャル京都館モデル実証事業

4.2.1 概要

No	バーチャル京都館モデル実証事業		
1	事業目的	京都市が所有するバーチャル京都館「京都館 PLUS X」を活用し、京都の魅力を発信する。さらにメタバースを活用した情報発信の手法を含むメタバースの有用性、収益化に向けた検証を行う。	
2	事業概要	(1) 仮想空間上に京都館を設置しその効果を測る実証事業 (2) 令和3年度に開設したバーチャル京都館「京都館 PLUS X」の運用事業	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	8,500千円	8,500千円
	うち、目的税の額	宿泊税 6,500千円	宿泊税 2,379千円
	令和5年度	10,000千円	6,000千円
	うち、目的税の額	—	—
	令和4年度	10,000千円	5,500千円
	うち、目的税の額	—	—
4	根拠法令等	委託契約書	
5	効果測定の有無	あり(利用人数)	
6	実施した主な手続	資料の閲覧	
7	監査結果	指摘事項あり	
8	合规性	民間業者に事業を委託しており、事業完了報告書を受領する契約となっている。委託契約書及び事業完了報告書を閲覧し、委託契約の内容を順守されていることを確認した。	
9	効率性	利用人数について継続的に減少しており、効率性が認められない。	
10	有効性 (目的に合っているか)	メタバースの実証実験としては意義があると思われるが、利用者数は伸び悩んでおり、メタバースの普及も不透明であるため、京都の魅力発信・京都への観光や投資、移住促進ができていないかは不透明と言わざるを得ない。	
11	経済性	メタバース空間の運営、運用のノウハウは京都市には乏しく、ノウハウを持つ民間業者に業務を委託することで効果的な行政事務を実施している。1年間の運営・運用費用であるため、経済性は合理的と言える。	

4.2.2 監査結果

監査人が当該メタバース空間に全2回、昼間及び夜間と異なる時間帯にアクセスした。いずれも他の利用者はおらず、「エリアメンバー1人」という状態であった。メタバースそのものの普及状況が不透明であることと、同空間のPR不足が要因であると思われる。利用人数も伸び悩んでおり、メタバースの実証実験としての意義はあると思われるが、同事業の開始を検討し始めた令和2年度頃とはメタバースに対する認識が変化しているため、本事業の廃止も含めて再検討すべき時期にある、と言わざるを得ない。

京都市も集客に苦勞している状況を認識しており、令和8年度予算については要求を見送っていることを確認している。

【指摘事項】 事業存続の再検討

バーチャル京都館については、利用者数が伸び悩んでおり、メタバースの普及も不透明であるため、京都の魅力発信・京都への観光や投資、移住促進ができていないかも不透明と言わざるを得ず、事業の廃止も含めて再検討すべきである。

5. 安心して楽しめる観光の充実

5.1 修学旅行生誘致に向けた取組

5.1.1 概要

No	修学旅行生誘致に向けた取組		
1	事業目的	修学旅行生の維持・拡大	
2	事業概要	京都市や宿泊施設や交通事業者等の関係事業者で構成する京都観光推進協議会の活動を中心に、多様化する学習ニーズに対して京都ならではの修学旅行の魅力を全国に発信するなど、修学旅行生及び一般観光客の誘致宣伝・受入事業を実施する。	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	14,100千円	11,100千円
	うち、目的税の額	宿泊税 525千円	宿泊税 525千円
	令和5年度	14,100千円	12,300千円
	うち、目的税の額	宿泊税 525千円	宿泊税 525千円
	令和4年度	14,100千円	14,100千円
	うち、目的税の額	宿泊税 6,366千円	宿泊税 11,100千円
4	根拠法令等	なし	
5	効果測定の有無	あり 修学旅行生の実績数（京都観光総合調査結果を利用）	
6	実施した主な手続	資料の閲覧	
7	監査結果	指摘事項・意見ともになし	

8	合規性	京都市予算規則に則り、京都観光推進協議会の運営する事業に対し適正に分担金を支出している。
9	効率性	修学旅行生はコロナ禍以降年間平均約77万人で安定しており、効率性に問題はない。
10	有効性 (目的に合っているか)	こどもの総数に対する修学旅行生の割合は概ね 25%前後であり、修学旅行生へのPRに特化した本事業は安定的な効果があり、目的に即している。
11	経済性	分担金額は近年概ね 12 百万円前後を維持しており、経済性に問題はない。

5.1.2 監査結果

政策成果を測定するための指標は実際の修学旅行生数やこどもの総数に対する修学旅行生の比率であるが、いずれもモニタリングは実施されている。当該比率は概ね 25%を維持しており、本事業額も近年概ね 12 百万円前後を維持しているため、経済性に問題はない。

本事業は「修学旅行先として京都市を選んでもらう」ことが主な目的だが、そのためには交通局が実施している「京都修学旅行 1day チケット」事業に代表される他部局の実施事業との総合的な取組、評価が必須と言える。他事業、他部局との連携を引き続き継続していただきたい。

5.2 「夜観光」の魅力アップによる「宿泊観光」の推進

5.2.1 概要

No	「夜観光」の魅力アップによる「宿泊観光」の推進	
1	事業目的	夜観光の取組を促進することで、宿泊観光の充実及び産業の振興を図る。
2	事業概要	<p>(1) 花灯路・ライトアップ支援事業</p> <p>地域団体や民間事業者によるライトアップ等の夜の魅力を発信する事業に対し、嵐山花灯路・東山花灯路で使用していた行灯等を貸し出すことで、民間等による多様なエリアでの夜観光の取組を促進し、場所の分散化、宿泊観光の振興を図る。</p> <p>(2) 京の七夕事業</p> <p>旧暦の七夕に当たる8月に、全国からの「願いごと」募集や、ライトアップやイルミネーション等の夜の賑わい創出など、「一年に一度 願いごとをする」という七夕にちなんだ事業を、民間の協力を得ながら実施し、観光客にとって魅力ある夏の「夜観光」の事業を実施することで、宿泊観光の充実及び産業の振興を図る。</p>

3	支出額	予算	決算
	令和6年度	10,600千円	10,600千円
	うち、目的税の額	宿泊税 2,120千円	宿泊税 2,120千円
	令和5年度	11,600千円	11,600千円
	うち、目的税の額	宿泊税 2,320千円	宿泊税 2,320千円
	令和4年度	15,700千円	15,700千円
	うち、目的税の額	宿泊税 9,003千円	宿泊税 15,700千円
4	根拠法令等	京都・花灯路推進協議会規約 京の七夕実行委員会規約	
5	効果測定の有無	個別にはなし。京都観光総合調査結果を利用。	
6	実施した主な手続	資料の閲覧	
7	監査結果	指摘事項・意見ともになし	
8	合規性	各事業について京都・花灯路推進協議会規約及び京の七夕実行委員会規約に基づいて分担金を支払っているが、当該規程における分担金の負担根拠が明確ではない。	
9	効率性	地域によっては、夜観光の効果は限定的であるが夜観光の認知度は向上している。	
10	有効性 (目的に合っているか)	目的に即しており、有効性に問題はない。	
11	経済性	ノウハウの乏しい京都市が運営するより、実行委員会等が運営の中核を担うことで効果的に行政事務を実施している。コスト抑制の努力が見られ、経済性が確認できる。	

5.2.2 監査結果

京都・花灯路推進協議会及び京の七夕実行委員会の規約によると、いずれの団体も経費は、分担金、協賛金及びその他の収入をもって充てることとなっている。花灯路・ライトアップ支援事業は平成14年度から、また京の七夕事業は平成22年度から、オール京都体制で実施している府市共同事業であることにより、いずれも分担金の負担割合を府市同額としており、京都市はそれぞれの団体が発行する請求書により分担金の支払いをしている。なお、各団体から決算書及び事業報告書を受領しており、同団体の収入及び支出の確認・検証はできている。

京都・花灯路推進協議会規約では分担金の負担割合については触れていないが、京都・花灯路推進協議会は京都府知事・京都市長の他に京都商工会議所会頭、京都仏教界理事長、京都市観光協会会長、京都文化交流コンベンションビューロー理事長で構成されており、慣行として京都府、京都市及び公益社団法人京都市観光協会のみで分担金を負担している状況が続いていると認められる。

同じく、京の七夕実行委員会規約でも分担金の負担割合については触れていないものの、実行委員会メンバーは13名（顧問除く。）いるにもかかわらず、京都府、京都市及び公益社団法人京都市観光協会のみが分担金を負担している。

このような運用は、いずれの事業についても、オール京都体制での集客事業を開始したという目的から京都府と京都市でその分担金の大半を負担していることは理解できるが、構成員間の負担の公平性の観点からは再検討の余地があるものと考えられる。

6. 観光事業者の経営強化・魅力発信

6.1 旅館をはじめとする宿泊施設の経営強化・魅力発信支援

6.1.1 概要

No	旅館をはじめとする宿泊施設の経営強化・魅力発信支援		
1	事業目的	旅館への宿泊を促進する。	
2	事業概要	夏季(8-9月)及び冬季(1-2月)においてOTA上に特設ページを作成し、旅館ならではの魅力を観光客に発信するとともに、夏と冬の閑散期における旅館への誘客に取り組む。	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	9,000千円	9,000千円
	うち、目的税の額	宿泊税 9,000千円	宿泊税 5,530千円
	令和5年度	9,000千円	9,000千円
	うち、目的税の額	宿泊税 4,500千円	宿泊税 5,564千円
	令和4年度	9,000千円	9,000千円
	うち、目的税の額	宿泊税 5,161千円	宿泊税 9,000千円
4	根拠法令	京都市補助金等の交付等に関する条例 京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則 オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱	
5	効果測定の有無	クーポン利用実績、宿泊件数 創出された想定宿泊需要 京都観光総合調査結果を利用。	
6	実施した主な手続	資料の閲覧	
7	監査結果	意見あり	
8	合规性	オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱に基づいて補助金を交付しており、合规性に問題はない。	
9	効率性	OTA活用によるクーポン配布等の詳細な活動内容は確認できており、一定の効果測定はできている。	

10	有効性 (目的に合っているか)	目的に即しているが、事業の成果を測定するための数値目標が不足しているため、評価できない。
11	経済性	観光事業のノウハウが蓄積されている公益社団法人京都市観光協会が行う事業に補助金を交付することで、効果的に行政事務を実施している。

6.1.2 監査結果

(1) 効率性

OTA 上に特設ページを設ける手法は、広範な顧客層に対し、比較的低コストで効率的に集客情報を発信できる可能性がある。実際に当事業で宿泊予約サイトに掲載した旅館の魅力を紹介する特設ページの閲覧数は 10,242 回に及んでいる。また、京都市の観光課題対策における横断的な推進項目である閑散期に特化することは行政需要の高い分野に資源を集中させる合理的な取組である。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
クーポン活用実績金額	1,320 千円	1,516 千円	2,978 千円
宿泊人数	1,234 人	763 人	1,320 人
宿泊需要	13,200 千円	10,100 千円	17,300 千円
特設ページ閲覧数	2,839 件	132,047 件	10,242 件

令和5年度の実績報告において、OTA 活用によるクーポン配布等の詳細な活動内容は確認できており、一定の効果測定はできている。クーポン活用実績等は近年上昇傾向にある一方、本事業の支出は9,000千円で一定であるため、効率性は上がっていると言える。ただし、近年のインバウンド需要による宿泊増の影響が排除できないため、「本事業をきっかけに旅館に宿泊した」実績を把握しきれない点が課題と言える。

(2) 有効性

OTA 上に特設ページを作成し、旅館ならではの魅力を観光客に発信することは、旅館への宿泊を促進することで、宿泊観光に貢献している。しかしながら、令和6年度の事業が目指す「旅館の経営強化・魅力発信」や「閑散期誘客」について、OTA 特設ページの閲覧数、閑散期の宿泊予約増加数(率)、対象旅館の収益向上など、具体的な成果を測定するための数値目標(KPI)が確認できない。前述のクーポン利用実績や宿泊件数、OTA 特設ページへのアクセス数等を効果指標としているものの、年度ごとに委託事業者が異なり、集計方法も異なるために単純比較ができないということであるので、統一した集計方法を用いるべきである。

【意見】 評価資料の再検討

クーポン実績や宿泊実績、想定創出宿泊需要、OTA 上の特設ページの閲覧数等を効果指標として利用しているにもかかわらず、年度ごとに集計方法が異なることで比較検討が厳しい状況にある。本事業の客観的な認知度・有効性の検証を可能とするため、統一した集計方法及び評価方法を再度検討されたい。

第5 文化市民局

1. 交響楽団運営

1.1 概要

No	交響楽団運営		
1	事業目的	<p>京都市交響楽団は、市民文化の形成、青少年の情操を高めるために、古都京都の新しい文化創造の担い手として昭和31年4月に、日本で唯一の自治体直営のオーケストラとして創立された。</p> <p>①京都市交響楽団は、京都市との協働の下、音楽芸術を通じた文化芸術都市の創生に積極的に取り組むものとする。</p> <p>②京都市交響楽団は、市民に愛され、世界に誇れるオーケストラとなることを目指し、演奏技術の向上に努めるものとする。</p> <p>こうした中、令和2年4月、地方公務員法及び地方自治法の改正（令和2年4月施行）に伴い、京都市交響楽団楽団員については、京都市の特別職非常勤嘱託員から、公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団（以下「(公財)京都市音楽芸術文化振興財団」という。）の職員となった。これに伴い、今後も京都市が楽団の設置に責任を持ち、京都市交響楽団を支援することを目的として、京都市交響楽団条例（令和2年4月施行）を制定した。</p>	
2	事業概要	<p>京都市交響楽団の運営及び事業に対する負担金の交付執行は（公財）京都市音楽芸術振興財団が行っている。</p> <p>京都市交響楽団ビジョンの戦略に基づき、第14代常任指揮者2年目となる沖澤のどか氏と共に名実ともに文化芸術都市・京都にふさわしい「世界に誇れるオーケストラ」として更なる前進を図ってきた。</p> <p>監査対象年度である令和6年度においては主催・共催事業として全26事業47公演（うち1事業1公演中止）が行われた。</p>	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	890,000千円	884,907千円
	うち、目的税の額	—	—
	令和5年度	860,000千円	854,897千円
	うち、目的税の額	—	—
	令和4年度	855,000千円	849,957千円

	うち、目的税の額	—	—
4	根拠法令等	京都市交響楽団条例 京都市交響楽団楽団員の認定及び京都市交響楽団事業負担金の交付に関する要綱 京都市交響楽団ビジョン	
5	効果測定の有無	なし	
6	実施した主な手続	資料の閲覧、現地視察、ヒアリング	
7	監査結果	意見あり	
8	合规性	当該事業において、財務事務の合规性の観点から、特段問題はなかった。	
9	効率性	京都市交響楽団ビジョンの戦略に基づき公演が実施されているが、効果測定もなく効率性があると確認することができない。	
10	有効性 (目的に合っているか)	当該事業については、目的に即しており、事業の有効性の観点から特段問題はなかった。	
11	経済性	事業費の使途については、京都市交響楽団事業負担金精算額で規定どおりの経費執行が行われていることが確認でき、経済性の観点から問題がない。	

1.2 監査結果

当該事業については、京都市交響楽団ビジョンの戦略に基づき、名実ともに文化芸術都市・京都にふさわしい「世界に誇れるオーケストラ」として主催・共催事業全 26 事業 47 公演（うち 1 事業 1 公演中止）を開催している。

一方で、当交響楽団は日本で唯一、自治体が設置し、運営に責任を持つオーケストラであり、事業活動収入のうち京都市からの支援割合が高く、そのことにより市民の目も厳しい。そのため、市民の目にする、耳にする機会を今以上に増やしていく活動が必要である。

より効率性を高めるために、若い世代をはじめとする幅広い層に当交響楽団の活動や魅力をより一層効果的に届ける必要がある。よって、SNS での情報発信を活用した中長期的な計画策定に取り組まれない。ただし、SNS の動向は変化が速いため、目標が達成できない場合には適宜見直しを行うことを可能とする計画策定が望まれる。

【意見】情報発信の強化について

若い世代をはじめとする幅広い層に京都市交響楽団の活動や魅力をより一層効果的に届けるために、SNS での情報発信を活用した中長期的な計画策定に取り組まれない。ただし、SNS の動向は変化が速いため、目標が達成できない場合には適宜見直しを行うことを可能とする計画策定が望まれる。

2. 京都コンサートホール

2.1 概要

No	京都コンサートホール		
1	事業目的	<p>「世界文化自由都市宣言」の理念のもと、平安建都 1200 年を記念して京都市が建設し、平成 7 年に開館した音楽専用ホールである。また、日本唯一の自治体直営オーケストラとして、1956 年に創設された京都市交響楽団の本拠地でもある。</p> <p>音楽芸術の振興及び音楽を通じた国際交流の発展に資するため、音楽の鑑賞その他音楽に関する活動の用に供するための施設である。</p>	
2	事業概要	<p>事業概要は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 京都市交響楽団による演奏会の開催その他音楽に関する活動の企画及び実施 音楽の鑑賞その他音楽に関する活動のための施設の提供 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業 <p>京都コンサートホールの管理は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者が行っている。指定管理者は、(公財)京都市音楽芸術文化振興財団であり、監査対象年度は、指定管理期間（令和 5 年度から令和 8 年度まで）の 2 年目である。</p>	
3	支出額	予算	決算
	令和 6 年度	160,018 千円	160,018 千円
	魅力向上事業	39,012 千円	164 千円
	うち、目的税の額	—	—
	令和 5 年度	198,365 千円	178,365 千円
	うち、目的税の額	—	—
	令和 4 年度	171,858 千円	188,441 千円
	うち、目的税の額	—	—
4	根拠法令等	<p>京都コンサートホール条例 京都コンサートホール魅力向上方針（令和 6 年 10 月）</p>	
5	効果測定の有無	なし	
6	実施した主な手続	資料の閲覧、現地視察	
7	監査結果	意見あり	
8	合规性	上記 4 の根拠法令を確認及びヒアリングの結果、規定どおりに事業を実行していることを確認した。	

9	効率性	当該事業のうち、4階の自動販売機設置場所及び女子トイレの設置については効率性の観点から将来的に見直しが望まれる。
10	有効性 (目的に合っているか)	当該事業のうち、駐車場運営については合理的かつ有効活用されており、全体を通して目的に即しており、事業の有効性に問題はない。
11	経済性	当該事業を指定管理者である(公財)京都市音楽芸術文化振興財団に施設の運営等を委託したことは、経済性に優れている。

2.2 女子トイレ増設について(大規模改修)

「京都コンサートホール魅力向上方針(令和6年10月)」の大規模改修の主な内容④利便性の向上において、1階女子トイレ個室数の増設を挙げられているため、11月24日(月)にアンサンブルホールムラタで開催された「京都しんぷおにえった」の休憩(20分)時に女子トイレの混み具合を確認したところ、大変混み合っていた。

大規模改修の対象は要望があった1階女子トイレであるが、コンサート開催時間中は開催されているフロアのトイレを使用することが一般的であるため、将来的に4階女子トイレの増設についても検討されることを望む。

混雑する原因の一つには、4階の女子トイレのうち2基が和式便器であることも挙げられると考える。11月24日の現地調査では、利用者が多く混み合っていたにもかかわらず、和式便器のみ空いているという状況であったため担当部局にヒアリングしたところ、現状の4階の和式便器2基を含むすべての和式便器を洋式便器に変更する予定があるとの回答があった。国土交通省アンケート結果からは、外出先のトイレで、「洋式便器」を好んでいる女性が70.3%に達しており、女性利用者の多くが洋式便器を選好していることが分かる。よって、4階女子トイレの混雑緩和に向けて、洋式便器に変更予定であることは有効な改善策の一つである。

また、2基を和式から洋式に変更してもおそらく解消できない混雑具合であったため、さらなる増設が必要である。その場合、4階限定の話にはなるが自動販売機の設置場所にかなりスペースがあり、女子トイレの隣に設置されているということもあり、自動販売機設置場所スペースを一部女子トイレの増設場所として将来的に検討されたい。

2.3 監査結果

女子トイレ増設については「京都コンサートホール魅力向上方針(令和6年10月、京都市)」の大規模改修の主な内容④利便性の向上の一つの項目として挙げられており、令和6年度より京都コンサートホール魅力向上事業(新規)として予算計上している。

特段の要望はないものの、4階女子トイレと自動販売機設置場所は隣接しており、ホワイエなどの休憩スペースが十分にあるため、将来的に自動販売機設置場所スペースを活用して女子トイレの増設が望まれる。

【意見】 女子トイレ増設及び自動販売機設置場所スペースについて

京都コンサートホールの4階フロアにおいては、ホワイエなどの休憩スペースが十分にあるため、将来的には自動販売機設置場所スペースを活用して女子トイレの増設を検討されたい。

3. 京都マラソン

3.1 概要

No	京都マラソン		
1	事業目的	<p>「走る人」、「応援する人」、「支える人」すべてが主役となり、市民スポーツの振興、健康長寿の促進、京都の活性化、魅力発信、都市格向上に寄与する「京都マラソン」が開催されている。詳細は以下のとおりである。</p> <p>①市民スポーツの振興 京都マラソンを通じて市民スポーツの更なる振興を図る。</p> <p>②京都の魅力の国内外への発信 観光名所をめぐるコースなど、大会を通じて、その魅力を国内外に広く発信する。</p> <p>③京都・日本の活性化のため 国内外から多くのランナー、応援者が京都を訪問する。宿泊や食事、土産物購入などを通じ経済の活性化を図る。</p>	
2	事業概要	<p>市民スポーツの振興はもとより、国内外からの入浴客による高い経済波及効果や、京都の魅力が広く発信されることによる都市ブランドの更なる向上など、京都にとって大きなメリットが期待される京都マラソンを開催するに当たり、京都マラソン庁内推進本部が設置され、全庁を挙げた取組を強力的に推進している。</p>	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	162,000 千円	123,426 千円
	うち、目的税の額	—	—
	令和5年度	152,000 千円	145,157 千円
	うち、目的税の額	—	—
	令和4年度	152,000 千円	83,988 千円
	うち、目的税の額	—	—
4	根拠法令等	<p>庁内推進本部会議設置要綱 京都マラソン実行委員会規約</p>	

		京都マラソン大会役員規程 京都マラソン実行委員会事務局規程及び別表 京都マラソン実行委員会会計規則及び別表 臨時的任用職員就業要綱 京都市スポーツ振興基金条例
5	効果測定の有無	なし
6	実施した主な手続	資料の閲覧、ヒアリング
7	監査結果	意見あり
8	合规性	決算書及び支出明細を確認した結果、適切に処理している。
9	効率性	経済波及効果はあり、交差点需要率調査結果に基づくと京都市内の交通渋滞は発生していないため、定量的には効率的な運用が行われているが、安定した収入の確保が困難となっており、効率性の維持には課題を抱える。
10	有効性 (目的に合っているか)	当該事業において、目的に即しており、事業の有効性の観点から、問題ない。
11	経済性	運営方法の見直しによる大会運営費の抑制など諸経費の削減に努めており、監査対象年度においては、経済性の観点から、特段の問題はない。

3.2 事業決算について

収入については、企業協賛が右下がりであり、「京都マラソン 2026」において参加料を増額することにより収入を右上がりにはできるが、参加料増額にも限界があるため、今後継続的に収入を増やすことは困難である。

また、監査年度対象外ではあるが、「京都マラソン 2026」の開催に当たり、プラチナパートナー（冠協賛）企業に任天堂株式会社が決定した旨、令和 7 年 9 月 13 日に発表された。冠名称は「SUPER MARIO BROS. 40TH」（スーパーマリオブラザーズ 40 周年）と決定したが、スーパーマリオ 40 周年記念のため単年度であり、継続性は不明、物価高騰が継続する中であることから、収入としての協賛金について不安定さが残る。

支出について、物価や人件費の高騰を現状止めることはできない。経費削減にも最大限努められているが過去 3 年間で約 1,500 万円にとどまり、経費削減を行う職員の事務負担等に比べて費用対効果がかなり低いと考える。また、経費削減を優先にして運営することにも疑問が生じる。

3.3 監査結果

安定した収入の確保が困難となっており、効率性を今後も維持するためには大阪マ

ラソンをはじめとする他の大会の動向、企業協賛の減少など懸念材料が多く残る。対策をするにあたって、隔年開催なども含めた幅広い視野をもって取り組まれない。

【意見】 京都マラソンの開催ペースの検討

京都マラソンは安定した収入の確保が困難になっているので、隔年開催なども視野に入れて再考されたい。

4. 動物園運営

4.1 概要

No	動物園運営		
1	事業目的	<p>京都市動物園は明治 36（1903）年 4 月 1 日に大正天皇のご成婚を記念して、市民の皆様からの寄付金をもとに全国で 2 番目に開園した。</p> <p>多様化する環境教育のニーズに対応するとともに、全国の動物園の中で希少種の繁殖や研究・教育において、主導的な役割を果たし、動物福祉の向上、野生動物の行動研究、さらには教育普及活動などを行っている。</p>	
2	事業概要	<p>主な事業は以下のとおりである。</p> <p>①施設管理運営 ②年間主要事業 ③広報事業（業務委託含む） ④京都市動物園サポーター制度</p> <p>監査対象年度である令和 6 年度は、「サルワールド再整備プロジェクト」として、目標額 50,000 千円、実施期間令和 6（2024）年 9 月 13 日～11 月 29 日でクラウドファンディングに挑戦した。結果、最終寄付金額 30,907 千円（達成率 61.8%）であったが、入園料収入の一部やこれまでの寄付金などを積み立てている動物園整備基金の活用を増やし、サルワールド再整備事業を推進していく予定である。</p>	
3	支出額	予算	決算
	令和 6 年度	319,342 千円	281,361 千円
	うち、目的税の額	—	—
	令和 5 年度	318,000 千円	278,523 千円
	うち、目的税の額	—	—
	令和 4 年度	305,546 千円	273,765 千円
	うち、目的税の額	—	—

4	根拠法令	京都市動物園事務分掌規則 京都市動物園条例 京都市動物園条例施行規則 京都市動物園整備基金条例 京都市動物園学術顧問設置要綱 京都市動物園サポーター制度実施要綱 商品提携サポーター制度実施要綱 エサ代サポーター制度実施要綱 提案型サポーター制度実施要綱						
5	効果測定の有無	あり <table border="1"> <tr> <td></td> <td>令和5年</td> <td>令和6年</td> </tr> <tr> <td>1年以内に観光したスポット</td> <td>10.7%</td> <td>9.6%</td> </tr> </table> (令和6年京都観光に関する市民意識調査)		令和5年	令和6年	1年以内に観光したスポット	10.7%	9.6%
	令和5年	令和6年						
1年以内に観光したスポット	10.7%	9.6%						
6	実施した主な手続	資料の閲覧、現地視察						
7	監査結果	意見あり						
8	合规性	上記4の根拠法令の確認及びヒアリングの結果、規定どおりに事業を実行していることを確認した。						
9	効率性	事業の効率性の観点から、大きな問題はみられなかった。						
10	有効性 (目的に合っているか)	目的に即した事業ができており、事業の有効性の観点から問題はなかった。						
11	経済性	広報業務は業務委託のみに頼らず職員による SNS の運用をするなど、事業の経済性の観点から、特段問題はなかった。						

4.2 監査結果

株式会社ワン・ワールドへ委託している京都市動物園出札改札案内業務の「日報」については、事細かに記載されており、当日のシフト・正門及び東門での各来園者数・出来事が分かる内容であった。全体的に記載箇所が多く、紙ベースでの運用は職員間の情報共有に時間を要し、迅速な対応が困難となる場合があるほか、保管スペースの確保や過去の記録の確認が煩雑であるなど、効率化の余地が認められる。令和7年度から全職員にアカウントが配布されたビジネスチャットツール「Teams」を利用してオンラインで日報を作成・共有できるシステムを構築すれば、これらの課題は改善できると考えられる。現状は庁内職員同士での利用に限定されているが、外部との連携にも対応できるよう運用が拡大された場合には、業務効率化の観点からもデジタル移行を積極的に推進することを検討されたい。

【意見】京都市動物園出札改札案内業務に係る「日報」デジタル化移行について
 現状は庁内職員同士での利用に限定されているシステムを外部との連携にも対応できるよう運用が拡大された場合には、業務効率化の観点からも「日報」のデジタル化を積極的に推進することを検討されたい。

5. 元離宮二条城

5.1 概要

No	元離宮二条城		
1	事業目的	<p>慶長8（1603）年、江戸幕府初代将軍徳川家康が、天皇の住む京都御所の守護と将軍上洛の際の宿泊所とするために築城したものである。慶応3（1867）年、15代将軍慶喜が二の丸御殿で「大政奉還」の意思を表明したことは日本史上において大変有名である。</p> <p>平成6（1994）年、ユネスコ世界遺産に登録された元離宮二条城は、徳川家の栄枯盛衰と日本の長い歴史を見つめてきた貴重な歴史遺産である。</p> <p>城内の文化財は下記の通りである。</p> <p>①二の丸御殿（6棟）：国宝（建造物） ②東大手門等（22棟）：重要文化財（建造物） ③二の丸御殿障壁画（1016画）：重要文化財（美術工芸品） ④二の丸庭園：特別名勝（庭園）</p>	
2	事業概要	<p>城内運営に係る警備業務、清掃業務、案内等業務を委託するほか、設備保守や各種修繕といった施設の維持管理を実施することで、国内外から年間200万人が訪れる世界遺産・二条城を快適に観覧いただけるよう、日々努めている。</p>	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	680,921千円	612,641千円
	うち、目的税の額	—	—
	令和5年度	513,478千円	427,291千円
	うち、目的税の額	—	—
	令和4年度	493,015千円	398,605千円
	うち、目的税の額	—	—
4	根拠法令等	<p>京都市元離宮二条城条例 京都市元離宮二条城条例施行規則 京都市元離宮二条城事務所規則 元離宮二条城撮影等及び写真等の使用に関する要綱</p>	

		京都市元離宮二条城入城料等の減免等に関する要綱 京都市元離宮二条城事務所における受託者の選定手続きに係る要綱 世界遺産・二条城 MICE プラン事業実施要綱 Living History in 京都・二条城協議会負担金交付要綱												
5	効果測定の有無	あり <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和6年</th> <th>令和5年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以内に観光したスポット</td> <td>3.7%</td> <td>3.7%</td> </tr> <tr> <td>1年以内に観光したスポット (エリア集計) ※1</td> <td>3.9%</td> <td>5.4%</td> </tr> <tr> <td>京都観光でおすすめしたいもの※2</td> <td>88.6%</td> <td>87.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 二条城・壬生周辺というエリアである。 ※2 寺院・神社、名所・旧跡というカテゴリーである。 (令和6年京都観光に関する市民意識調査)</p>		令和6年	令和5年	1年以内に観光したスポット	3.7%	3.7%	1年以内に観光したスポット (エリア集計) ※1	3.9%	5.4%	京都観光でおすすめしたいもの※2	88.6%	87.3%
	令和6年	令和5年												
1年以内に観光したスポット	3.7%	3.7%												
1年以内に観光したスポット (エリア集計) ※1	3.9%	5.4%												
京都観光でおすすめしたいもの※2	88.6%	87.3%												
6	実施した主な手続	資料の閲覧、ヒアリング												
7	監査結果	意見あり												
8	合規性	支出明細、証憑類を確認した結果、適切に処理していると判断し、合規性の観点から問題はなかった。												
9	効率性	入城料収入で、運営費を賄えているため、効率性の観点から、特段問題はなかった。												
10	有効性 (目的に合っているか)	当該事業において、事業の有効性の観点から、特段問題はなかった。												
11	経済性	委託業者をプロポーザル方式により選定しており、経済性の観点から、特段問題はなかった。												

5.2 監査結果

当該事業において、委託業者選定に係る提案要領、仕様書、業者選定の審査基準及び委託契約書等を確認した結果、出改札案内業務、清掃業務、二条城桜まつり、二条城ウエディングの委託先をプロポーザル方式により選定している。

いずれの業務についても応募は1社のみであったが、経済性の観点から、特段問題と考えられる事象は識別されなかった。

現状は収支が黒字となっているものの、昨今の物価高の状況に鑑み、文化財の保存等の修繕、整備をはじめとした今後の資金需要に対応するためには、収入を増加させることで、財源の確保に努めなければならない。

入城料の引き上げについては、他都市の例を見ると、世界遺産・姫路城では、石垣の耐震補強や江戸時代の施設の復元など今後10年間で約280億円の整備費が必要になったとし

て、令和8年3月に姫路市民以外を対象に現行の1,000円から2,500円へと引き上げ、二重価格を導入する方針を公表した。国外においても、パリのルーヴル美術館では、令和7年11月27日、令和8年1月14日から、欧州連合(EU)加盟国にノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインを加えた欧州経済地域(EEA)以外からの訪問客の入館料を22ユーロから32ユーロにまで引き上げると発表した。来館者の約69%を外国人が占めており、施設の維持に必要な構造的な問題への対処のために入館料を引き上げ、これにより年間約36億円の収入増を見込んでいる(令和7年11月28日・日本経済新聞)。

こうした姫路城やルーヴル美術館の例に倣って、以下に付す意見について検討されたい。

【意見】 財源を確保するための料金の改定について

元離宮二条城において、文化財の保存修理等に係る財源を確保するためには、収入を増加させることが必要不可欠であるので、入城料の引き上げについて検討するとともに、市民を対象とした市民優先価格の設定について検討されたい。

6. ロームシアター京都

6.1 概要

No	ロームシアター京都			
1	事業目的	<p>ロームシアター京都は、1960年、京都市が全国に先駆けて建設した公立施設である「京都会館」をリニューアルして、2016年に新たに開館した劇場である。</p> <p>オペラ、現代演劇、伝統芸能などの舞台芸術公演や、表彰式、国際学会等にも対応できる多目的ホールである。</p> <p>名称は、京都市と市内に本社を置く半導体メーカー「ローム株式会社」との50年間52億5千万円によるネーミングライツ(命名権)契約によるものである。</p>		
2	事業概要	<p>運営は令和元年度から8年間の指定管理者として(公財)京都市音楽芸術文化振興財団が担っており、監査対象年度の令和6年度は後期期間の2年度にあたる。</p> <p>開館以来「劇場文化をつくる」というコンセプトを掲げており、より一層、自主事業の推進に努めてきた。これまでと同様に、「つながり(交流)」を全事業の包含する要素として位置づけ、「つくり(創造)」、「育て(育成)」、「活かす(生活)」有機的なサイクルを作り上げ、あわせて、賑わいスペース事業やミュージックサロン事業等により、賑わいの創出や文化芸術を身近に親しむための取組を行っている。</p>		
3	支出額	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">予算</td> <td style="text-align: center;">決算</td> </tr> </table>	予算	決算
予算	決算			

	令和6年度	357,343千円	357,343千円
	うち、目的税の額	宿泊税 192,078千円	宿泊税 15,668千円
	令和5年度	382,219千円	357,343千円
	うち、目的税の額	宿泊税 206,208千円	宿泊税 301,269千円
	令和4年度	357,343千円	370,372千円
	うち、目的税の額	—	—
4	根拠法令等	<p>京都会館条例 京都会館条例施行規則 ロームシアター京都 賑わいスペース事業 事業の運営に関する契約書 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第2条及び附則第14条</p>	
5	効果測定の有無	なし	
6	実施した主な手続	資料の閲覧、現地視察、ヒアリング	
7	監査結果	意見あり	
8	合規性	<p>ネーミングライツの消費税は、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第14条」により対応されており、この対応は財務事務の合規性の観点から問題はない。</p> <p>その他、上記4の根拠法令の確認及びヒアリングの結果、規定どおりに事業を実行していることを確認した。</p>	
9	効率性	<p>当該事業のうち、ネーミングライツの契約書における消費税の取り扱いが明確でなかったことにより、消費税率変更時の見直しの機会を逸したことは、効率性に問題がある。</p> <p>また、京都会館賑わいスペース事業プランについては、一定の効率性はあると推測されるが、契約書に不備があるため、その妥当性は判断できない。</p>	
10	有効性 (目的に合っているか)	当該事業は、目的に即しており、有効性の観点から、特段問題はない。	
11	経済性	指定管理者に運営を委託したことにより、経済性の観点から、特段問題はない。	

6.2 監査結果

①ロームシアターのネーミングライツに係る消費税の取扱いについて

ネーミングライツの消費税率の取り扱いについて、京都市京セラ美術館及びロームシアター京都は、いずれも同一の市有文化施設であるものの、契約書における命名権の対価及び期間、その納入方法について相違が見られたため、ヒアリングを実施した。国税局からは、ネーミングライツ契約に係る消費税率の適用について統一的な判断基準を定めておらず、公式な回答を示すことは困難であると示されたため、京都市としても統一的な取り扱いを決定することは困難であるとの結論に至ったと回答があった。

また、ロームシアターにおいては、消費税の取扱いについてネーミングライツの個別の案件ごとに相手方との協議を通じて決定していくという考えのもと、ローム株式会社と協議の上、5%の税率を適用することについて双方合意の上で取り決めを行ったとの回答を得た。

しかしながら、契約書における消費税の取り扱いが明確に定められていなかったことにより、消費税率変更時に契約内容を見直す機会を逸した。このことは財務上の効率性に問題があり、結果として、市民に経済的負担を生じさせた可能性がある。

②京都会館賑わいスペース事業プランについて

賑わいスペース事業プランについては、専門性の高い外部業者に委託することにより3フロアいずれもホールの利用者以外も利用できる空間として運営されているため、一定の効率性はあると推測される。

当事業の納付金については一定額を指定管理者である（公財）京都市音楽芸術文化振興財団へ支払われているが、契約書等上、場所の記載はあるが、面積の記載がないため納付金が妥当かどうかの判断がつかない。使用面積を数値化することは、設計図等から算出することは可能と考えられると回答があったため、今後、賑わいスペース事業として使用している場所の面積を記載して、計算根拠を明確にする覚書を作成されたい。

【意見】ネーミングライツの消費税率の取り扱いについて

京都市京セラ美術館及びロームシアター京都におけるネーミングライツに関する契約書のうち命名権の対価及び期間、その納入方法について相違があった。契約書における消費税の取り扱いが明確でなかったことにより、消費税率変更時に見直す機会を逸した。このことは、財務上の効率性の観点から適切な対応が図られたとは言い難く、市民に経済的負担を生じさせた可能性がある。京都市としては、今後、ネーミングライツの個別の事案ごとに、相手方との協議内容を十分に踏まえつつ、財務上の効率性を確保する観点から、消費税率変更等が生じた場合にはその旨を契約書に明記するなど、より適切な運用の改善を図られたい。

【意見】 賑わいスペース事業者からの納付金について

賑わいスペース事業として使用している場所の面積を記載して、納付金の計算根拠を明確にする覚書を作成されたい。

第6 都市計画局

1. 交通混雑緩和に向けた情報発信等の強化

1.1 概要

No	交通混雑緩和に向けた情報発信等の強化		
1	事業目的	京都市最大のターミナル駅である京都駅の混雑緩和、京都駅タクシー乗り場における利用者の滞留緩和、自動車流入の抑制による渋滞緩和を目的としている。	
2	事業概要	<p>京都駅は京都市最大のターミナル駅であり、特にハイシーズンには多くの利用者による混雑が見られ、京都駅と観光地を結ぶ一部バス路線における車内混雑や、タクシー待ちの行列の発生等も大きな課題となっている。このため、鉄道事業者等とも緊密に連携し、観光客の「日常生活・出発地」、「車内・経路」、「目的地直前」という3つの段階に応じたきめ細かな情報発信により、京都駅を利用しない入路ルートや私鉄の駅の活用を促す。併せて、京都駅タクシー乗り場における利用者の滞留対策を講じる。</p> <p>また、自動車分担率や市内に流入する自動車交通量は着実に減少する一方で、依然として地域、季節等によっては車の集中が見られる。観光客などの入路者に対し、より早期から、的確なタイミングで、公共交通利用やパークアンドライド利用に係る効果的な情報を発信し、自動車流入の抑制を図る。</p>	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	87,700千円	85,284千円
	うち、目的税の額	宿泊税 40,870千円	宿泊税 49,314千円
	令和5年度	41,300千円	38,621千円
	うち、目的税の額	宿泊税 32,618千円	宿泊税 35,499千円
	令和4年度	—	—
3	うち、目的税の額	—	—
	うち、目的税の額	—	—
4	根拠法令等	<p>「歩くまち・京都」総合交通戦略 2021（都市・地域総合交通戦略）</p> <p>京都市補助金等の交付等に関する条例</p> <p>京都駅北口タクシー乗り場滞留対策強化事業補助金交付要綱</p> <p>京都駅八条口タクシー待機場の管理に関する協定</p>	
5	効果測定の有無	「京都観光に関する市民意識調査」の設問「路線バスや	

		地下鉄などの公共交通機関が混雑して迷惑した」及び「道路が渋滞して迷惑した」に対し、「とても当てはまる」「当てはまる」と回答した割合等において測定。 タクシー乗り場利用者（市民及び観光客等）、関係事業者の意見等により事業効果を確認。
6	実施した主な監査手続	資料の閲覧、担当部局へのヒアリング
7	監査結果	意見あり
8	合规性	上記4記載の要綱、条例等の確認及びヒアリングの結果、規定どおりに事業を実行していることを確認した。
9	効率性	本事業に関する支出額は年々増加している。また、効果測定の結果を見る限り、効率性の面で若干の問題がある。
10	有効性 (目的に合っているか)	交通混雑緩和は観光客の利便性や満足度の向上に資するばかりでなく、地域住民の日常生活の快適性の向上にも資するものであり、目的に合っている。
11	経済性	補助金交付要綱等に基づいて補助金の交付等を行うことにより効果的に事業を実施していることから、経済性はある。

1.2 監査結果

本事業に関する支出額は年々増加しており、さらには支出と効果のバランスをどのように取っていくかの課題がある。

また、「京都観光に関する市民意識調査」の設問「路線バスや地下鉄などの公共交通機関が混雑して迷惑した」及び「道路が渋滞して迷惑した」を見ると、令和3年調査と令和4年調査の間には改善傾向が見られるが、令和5年調査と令和6年調査の結果はほぼ横ばいであることから、事業の効率性の面で若干の問題がある。

【意見】効果測定の指標の見直し

現状は「京都観光に関する市民意識調査」での関連設問に対する市民の回答を通じて効果測定を行っているが、これに加えて、効果測定の方法に交通混雑の状況を的確に表すような客観的尺度を有する指標を設けることについて、研究を継続されたい。

2. 「まちの匠・ぷらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業（京町家）

2.1 概要

No	「まちの匠・ぷらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業（京町家）	
1	事業目的	京都市に存する木造住宅及び京町家等の耐震改修を促進し、安心安全のまちづくりに寄与することを目的としている。

2	事業概要	地震や火災の被害から市民の命を守り、安心安全なまちづくりに寄与するため、建築基準法において耐震基準が強化された昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅及び昭和25年11月22日以前に着工された京町家の耐震・防火改修を支援する。	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	135,000千円	38,731千円
	うち、目的税の額	宿泊税49千円	宿泊税9,687千円
	令和5年度	—	—
	うち、目的税の額	—	—
	令和4年度	—	—
	うち、目的税の額	—	—
4	根拠法令等	<p>建築物の耐震改修の促進に関する法律</p> <p>建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令</p> <p>建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則</p> <p>京都市建築物耐震改修促進計画（平成28年3月）</p> <p>同 中間点検とりまとめ（令和3年3月）</p> <p>「まちの匠・ぶらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業補助金交付要綱</p> <p>同 市長が別に定める事項について</p>	
5	効果測定の有無	<p>住宅の耐震化率（昭和56年以降に建設された住戸数と昭和56年以前に建設されたもので十分な耐震性能を有するものや耐震改修により地震に対して一定の安全性が確保されている住戸数の和が全住宅戸数に占める割合）を指標として効果測定を実施している。</p> <p>国が5年毎に行う住宅・土地統計調査の結果を基に推計を行っているが、住宅の耐震化率は、平成15年度末時点の69.3%から、令和2年度末時点の90%まで向上している。</p>	
6	実施した主な監査手続	資料の閲覧、担当部局へのヒアリング	
7	監査結果	意見あり	
8	合規性	上記4に記載の要綱、法令等の確認及びヒアリングの結果、規定どおりに事業を実行していることを確認した。	
9	効率性	住宅の耐震化率の改善が進んでおり、本事業の効果が確認できた。	
10	有効性 (目的に合っているか)	町家や木造住宅の耐震・防火改修を支援することは安心安全なまちづくりに寄与することから、目的に合っている。	

		いる。
11	経済性	本事業では、二段階にわたって審査が行われており、工事内容と工事金額に対する十分な確認が行われる仕組みとなっているが、特殊な工法などについて審査側の知識や情報が十分でなければ、経済性について問題が生じる可能性がある。

2.2 監査結果

本事業では、補助申請者の申請書類に基づき審査し交付決定を行い、さらに工事完了後に提出される完了報告書類の審査を行って交付額を決定するという流れとなっている。二段階にわたって審査を行うことで、工事内容と工事金額に対する十分な確認が行われる仕組みとなっており、仕組みそのものに問題はない。

しかしながら、京町家など建築時期の古い木造住宅で特殊な工法等が必要な場合などには、交付決定や交付額決定の際の審査において、審査側の知識や情報が追いつかないことに起因し、チェック機能が働かない可能性が生じるため、経済性について問題がある。

【意見】 工事の審査への対応強化

本事業では京都市に存する木造住宅及び京町家等の耐震改修に対する補助を行うが、京町家など建築時期の古い木造住宅については、特殊な工法等が必要とされる場合がある。その場合、交付決定や交付額決定の際の審査において、工事内容や工事金額についての知識や情報収集の重要性がより高まることから、審査側の知見をより深める仕組みないしは第三者のチェックを入れることが必要である。

第7 交通局

1. 京都への修学旅行の誘致促進

1.1 概要

No	京都への修学旅行の誘致促進		
1	事業目的	京都への修学旅行誘致の強化と京都市バス及び市営地下鉄の新規旅客誘致を一体的に行うことを目的としている。	
2	事業概要	「京都修学旅行1 day チケット」を販売し、割引に伴う減収分を一般会計から繰り入れるものである。	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	48,891千円	56,143千円
	うち、目的税の額	宿泊税 24,446千円	宿泊税 28,071千円
	令和5年度	39,880千円	55,240千円
	うち、目的税の額	宿泊税 19,940千円	宿泊税 27,620千円
	令和4年度	—	—
	うち、目的税の額	—	—
4	根拠法令等	京都修学旅行1 day チケットに関する要綱	
5	効果測定の有無	<p>「京都修学旅行1 day チケット」の販売枚数</p> <p>令和5年度 206,599枚</p> <p>令和6年度 222,653枚</p> <p>「京都修学旅行1 day チケット（京阪電車拡大版）」の販売枚数</p> <p>令和5年度 41,075枚</p> <p>令和6年度 55,004枚</p> <p>「チケット販売による減収額」</p> <p>令和5年度 50,546千円（税込）</p> <p>令和6年度 56,143千円（税込）</p>	
6	実施した主な監査手続	資料の閲覧、担当部局へのヒアリング	
7	監査結果	意見あり	
8	合规性	上記4の規定の確認及びヒアリングの結果、規定どおりに事業を実行していることを確認した。	
9	効率性	上記5のとおり、割引チケットの販売枚数は増加しており、新規旅客誘致の点で一定の効果があることは分かるものの、割引チケットの販売枚数の増加という指標は、必ずしも本事業が京都を修学旅行の目的地に選定する誘	

		因となっていることを示しているものではない。
10	有効性 (目的に合っているか)	割引チケットの販売と修学旅行の誘致促進に直接的な因果関係があるかが明確ではないことから、本事業の有効性には疑問が残る。
11	経済性	割引チケットの販売による減収分の補填であり、金額が明確であることから、経済性に問題はない。

1.2 監査結果

(1) 効率性

対象となるチケット販売枚数は増加しており、事業そのものの実施状況は順調である。しかしながら、「京都修学旅行 1day チケットに関する要綱」の第1条では、「この要綱は、観光都市・京都における修学旅行誘致の強化と京都市乗合自動車及び京都市高速鉄道の新規旅客誘致を一体的に行うことを目的として発行する修学旅行生を対象とした一日乗車券の取扱に関して、必要な事項を定めるものとする。」とされている。すなわち、割引チケットの販売が修学旅行誘致と新規旅客誘致につながるといった流れになっている。これら二つの目的のうち、新規旅客誘致については、新規旅客の増加が将来の利用客の増加に結び付く可能性があることから、本事業が効率的であるとも言える。しかしながら、もう一つの目的である修学旅行誘致については、京都への修学旅行生が増えたために、それに伴って割引チケットの販売枚数が増えたと考える方が自然であり、修学旅行生の経費節減に寄与しているという一面はあるかもしれないが、この事業が単独で修学旅行誘致に役立っているとはままでは言い切れない。本事業は修学旅行誘致に向けた事業パッケージのうちの一事業であり、本事業単独での効率性の評価は難しい。

(2) 有効性

割引チケットの販売と修学旅行の誘致促進に直接的な因果関係があるかは明確ではないことから、明確に判断するのは難しい。有効性を判断するにあたっては、例えば修学旅行生や引率する教師へアンケート調査を実施し、その回答を踏まえる必要があると思われる。現状で京都市交通局が効果測定の指標としている割引チケットの販売枚数は、京都への修学旅行生の誘因につながっていることを示すものとは言えず、本事業の効果を明確に表すものとなっていない。

一方で、交通局によれば、本事業は京都市と観光関連事業者等で構成する京都観光推進協議会が一体となって取り組んでいる、修学旅行誘致のための多くの事業のうちの一つであるとのことであり、そうすると、単独の事業として効果測定が困難であることも事実である。したがって、本協議会における京都市の窓口である産業観光局観光 MICE 推進室において、総合的に効果測定を行い、修学旅行誘致の各事業の中での優先順位を設け、効率的な予算配分を行うことが望まれる。

【意見】 適切な効果測定の実施

「京都修学旅行 1 day チケット」の販売について、単独の事業としての効果測定を行うことは困難であるものの、修学旅行誘致の窓口である産業観光局観光 MICE 推進室において、各種修学旅行誘致事業について総合的に効果測定を行い、各事業の中での優先順位を設け、効率的な予算配分を行うことが望まれる。

2. 観光地周辺のバス停における案内や整列・誘導による混雑対策

2.1 概要

No	観光地周辺のバス停における案内や整列・誘導による混雑対策		
1	事業目的	観光地周辺のバス停等における混雑緩和と安全対策を目的とする。	
2	事業概要	利用者が多く見込まれる停留所や主要な観光地周辺等において、歩道などの安全確保や円滑な利用を促進するため、整列・案内員を配置するもの。加えて、観光特急バス停車停留所にて、運行日に合わせて案内員を配置するもの。	
3	支出額	予算	決算
	令和 6 年度	54,304 千円	49,234 千円
	うち、目的税の額	宿泊税 27,152 千円	宿泊税 21,849 千円
	令和 5 年度	39,026 千円	33,195 千円
	うち、目的税の額	—	—
	令和 4 年度	35,515 千円	26,624 千円
	うち、目的税の額	—	—
4	根拠法令等	なし	
5	効果測定の有無	なし	
6	実施した主な監査手続	資料の閲覧、担当部局へのヒアリング	
7	監査結果	意見あり	
8	合规性	根拠法令等はないものの、ヒアリングの結果、委託契約の内容に基づき事業を実行していることを確認した。	
9	効率性	効果測定がなされておらず、効率性は判断できない。	
10	有効性 (目的に合っているか)	市バスの円滑な利用を促進し、混雑緩和と安全確保に資することから、目的に合っている。	
11	経済性	本事業は外部委託により実施されている。契約は随意契約にて行われているものの、委託料については比較的低廉な単価に設定されており、より効果的な案内員の配置となるよう、適宜見直しを行うなどしていることから、経済性の面で特段の問題はない。	

2.2 監査結果

交通局からの回答によれば、本事業に関する効果測定は行われておらず、効率性については判断できない。

本事業については、観光客の増加に伴って予算額及び決算額が年々増加していることから、事故やトラブルの発生件数の調査や利用者に対するアンケート調査を行うなどして効果測定を行い、本事業の継続の妥当性を検証すべきである。

【意見】適切な効果測定の実施

「観光地周辺のバス停における案内や整列・誘導による混雑対策」事業については、観光客の増加に伴って予算額及び決算額が年々増加しているにもかかわらず効果測定が行われていないため、事業実施エリアでの事故やトラブルの発生件数の調査や利用者へのアンケート調査などを実施し、事業継続の妥当性を検証することが望まれる。

3. 京都駅前バスターミナル乗り場案内

3.1 概要

No	京都駅前バスターミナル乗り場案内		
1	事業目的	京都駅前バスターミナルにおける混雑緩和と安全対策を目的とする。	
2	事業概要	多くの系統が集中する京都駅前バスターミナルにおいて、バスの行先及び乗り場の案内やバス待ち列の整列を目的とした案内員を配置するもの。	
3	支出額	予算	決算
	令和6年度	31,766千円	31,766千円
	うち、目的税の額	宿泊税 15,883千円	宿泊税 15,883千円
	令和5年度	17,838千円	17,837千円
	うち、目的税の額	—	—
	令和4年度	16,885千円	16,885千円
	うち、目的税の額	—	—
4	根拠法令等	なし	
5	効果測定の有無	なし	
6	実施した主な監査手続	資料の閲覧、担当部局へのヒアリング	
7	監査結果	意見あり	
8	合规性	根拠法令等はないものの、ヒアリングの結果、委託契約に基づき事業を実行していることを確認した。	
9	効率性	効果測定がなされておらず、本事業の効率性は判断できない。	

10	有効性 (目的に合っているか)	本事業は周辺の混雑緩和と安全確保に資することから、目的に合っている。
11	経済性	本事業は外部委託により実施している。委託事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により行っている。「令和7年度京都市交通事業経営評価 一令和6年度事業一」において、経費削減策の一つとして挙げられており、委託料については、経済性の面で特段の問題はない。

3.2 監査結果

交通局からの回答によれば、本事業に関する効果測定は行われておらず、効率性の判断はできない。本事業の予算額及び決算額は増加傾向にあることから、利用者に対するアンケート調査や混雑の緩和を数値化するような指標によって効果測定を行い、その結果を本事業の継続の妥当性の判断やより適切な取組とするための見直しのために用いるべきである。

【意見】 適切な効果測定の実施

「京都駅前バスターミナル乗り場案内」事業は、京都駅前バスターミナルにおける混雑緩和と安全対策を目的とするものであるが、予算額及び決算額が増加傾向にあるにもかかわらず効果測定が行われていないため、利用者に対するアンケート調査や混雑の緩和を数値化するような指標によって効果測定を行われたい。その結果を本事業の継続の妥当性の判断やより適切な取組とするために用いることが望ましい。

第8 総括

1. 観光対策の理想像

監査の一環として、観光地の現状を学びに嵐山商店街の代表者に話を伺った。京都の代表的な観光地の一つである嵐山は、春と秋のシーズンは特に多くの観光客が押し寄せるため、かねてより観光公害が問題となってきた。京都市では嵐山独自の施策を行い、混雑緩和を図っている。また、嵐山商店街においては、独自に様々な観光対策を打ち出しており、その代表例が独自のごみ箱の設置である。圧縮型のごみ箱を商店街独自で設置し、ごみ対策を行っている。また、食べられる容器の導入を検討されており、ごみそのものが出ない取組が図られている。他には、大学と提携し学生ボランティアによる外国人観光客への対応も実施されている。いずれも行政だけでは実現が難しく、地域が積極的に関わることにより実現された施策である。

観光対策は、行政頼みだけにせず、地域も積極的に行い、観光客、行政、地域の三者がバランスを保つことが重要であり、これが理想像となる。他の地域でも同じようにやればよいというのは、言うのは簡単だが実現するのは非常に困難であり、このような地域の協力者が欠かせない存在である。それだけ地域の協力者の負担は大きいものになっているが、協力者の要請も含めて、行政が支える仕組みの確立が求められるのではないだろうか。

京都が日本の観光地のモデルとして世界に発信できるように、京都市には観光対策の分野においても優れた施策の活用を切に願う。

2. おわりに

監査では、効果の測定が適切に行われているかを主眼点の一つに置いた。観光に関する事業においては、事業の継続の判断をするにあたって、重要な事項であると考えたからである。測定が適切であるかもさることながら、指標そのものが適切であるかも着目すべきポイントではあるが、どの指標が特定の事業を測定するのに優れているかの判断をするのはとても難しい。ましてや行政機関の中だけでその判断をするとどうしても狭い視野での判断になってしまう。指標の設定は広い視野をもって、場合によっては民間の力も使って、適切な測定が行われることを望む。

資料の閲覧に実地監査やヒアリングを通じて、担当事業所管課に従事されている方々が情熱的に事業に取り組まれている姿を垣間見た。監査結果においては、複数の指摘事項や意見を記載させていただいたが、いずれも批判的な内容ではなく、よりよくするための提言としてまとめている。少しでも取り組まれている方々の助けになればと考えている。

本監査において担当事業各所管課の方々には忙しくされている中、資料作成やヒアリングの対応をしていただいた。また、監査事務局及びコンプライアンス推進室の方々にも監査の進行や報告書の文言確認等多くの労力を割いていただいた。この場をお借りして、心から感謝申し上げます。

<指摘事項・意見一覧> ※項目番号は、報告書本編における番号

	指摘事項	意見
第3 京都市宿泊税	0	3
		宿泊税の用途に対する検証報告や広報の充実
		宿泊税の用途に対する選定・充当基準
		宿泊税の徴収方法
第4 産業観光局	2	2
5.2 京都伝統産業ミュージアムを核とした伝統産業振興事業		事業成果の指標の整備
6.4 新たな京都ファン開拓事業（京都館プロジェクト）	事業の結果と仕様書との乖離の見直し	
6.6 バーチャル京都館モデル実証事業	事業存続の再検討	
11.2 旅館をはじめとする宿泊施設の経営強化・魅力発信支援		評価資料の再検討
第5 文化市民局	0	7
1. 交響楽団運営		情報発信の強化について
3. 京都コンサートホール		女子トイレ増設及び自動販売機設置場所スペースについて
4. 京都マラソン		京都マラソンの開催ペースの検討
5. 動物園運営		京都市動物園出札改札案内業務に係る「日報」デジタル化移行について
6. 元離宮二条城		財源を確保するための料金の改定について
7. ロームシアター京都		ネーミングライツの消費税率の取り扱いについて
		賑わいスペース事業者からの納付金について
第6 都市計画局	0	2
2. 交通混雑緩和に向けた情報発信等の強化		効果測定の指標の見直し
5. 「まちの匠・ぶらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業（京町家）		工事の審査への対応強化

第7 交通局	0	3
1. 京都への修学旅行の誘致促進		適切な効果測定の実施
3. 観光地周辺のバス停における案内や整列・誘導による混雑対策		適切な効果測定の実施
4. 京都駅前バスターミナル乗り場案内		適切な効果測定の実施